

証券コード:7136  
2024年3月13日  
(電子提供措置の開始日:2024年3月7日)

株 主 各 位

埼玉県所沢市坂之下17番地1号  
ウェルビングループ株式会社  
代表取締役社長 玉置 義議

### 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。本株主総会の招集に際しましては、電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第5回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.wellbingroup.co.jp/ir-news/>)

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご返送くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日時 2024年3月28日(木曜日) 午前10時00分
2. 場所 埼玉県所沢市東所沢2-28-17 コアビルⅡ 2階 当社支店
3. 目的事項

### 報告事項

第1号議案 第5期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告の内容報告の件

決議事項(各議案の概要は後記「参考書類」に記載のとおりであります。)

- 第1号議案 第5期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類承認の件  
第2号議案 剰余金の処分の件  
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

.....  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 第1号議案 第5期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないとされていることから、当社第5期の計算書類の承認をお願いするものであります。本議案の内容は添付書類に記載のとおりであります。

当社取締役会は、第5期の計算書類が法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものと判断しております。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識し、安定的な配当に努めるとともに、業績に応じた利益還元を重視し、内部留保金とのバランスを考慮しながら、配当水準を高めることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、配当予想を未定としておりましたが、株主の皆様の日頃の温かいご支援に感謝の意を表すため、2023年12月期の期末配当において1株当たり10円の普通配当を実施させていただきたいと存じます。

- ①配当財産の種類 金銭 とする。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
普通株式1株につき 金 10 円  
この総額 金 20,200,000 円
- ③剰余金の配当が効力を生ずる日 2024年3月28日

## 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、2023年3月29日開催の第4回定時株主総会において取締役の報酬額を下記のとおりにご決議いただき今日に至っておりますが、

金100,000,000円以内（内社外取締役分年額20,000,000円以内）  
監査役の報酬額を年額10,000,000円以内  
と今期も同額にさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は4名（内社外取締役0名）、監査役は2名（内社外監査役2名）となります。

具体的な役員報酬の算定につきましては、上限額の範囲内で、取締役については役位ごとの基本額に在籍年数に応じ所定の係数を乗じた基本報酬とその職務に応じて算定される職務報酬との合計額に所定の業績加算を加えて算定しております。

## 事業報告

2023年1月1日から

2023年12月31日まで

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価の上昇、中東地域をめぐる情勢、中国経済の見通しへの懸念、金融資本市場の変動等について留意する必要があります。このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2023年1月から2023年12月までの国内軽自動車（乗用車）販売台数は1,341,330台（前年同期比109.5%）と前年を上回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

また、中古車業界全体においては、各種報道等により不適切とされる事象が指摘されております。当社グループにおきましては、日頃からの内部管理体制の徹底と、適切な対応を周知徹底したこと等により、不適切事案の該当はございませんでした。今後も不適切な事案を未然に防ぐためにも、日頃から社員教育・研修と内部管理体制を強化してまいります。

このような状況のなか当社グループは、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、お客様との対面商談以外に、Web商談・SNS等の販促を強化する事により、従来型の来店によるお客様との商談に頼らない営業活動に注力して参りました。

また、前事業年度末において綿仁株式会社が当社グループに加わったことにより、自動車販売事業・自動車整備事業・保険代理店その他事業にガソリンスタンド事業を加えた、4つの事業を自動車販売及びその附帯業務としてサービス提供する事となりました。

その結果、当事業年度における売上高は160,737千円（前期比14.1%増）、売上総利益160,737千円（前期比14.1%増）、販売費及び一般管理費111,273千円（前期比21.0%減）、営業利益は49,463千円（前期は88千円の営業損失）、経常利益は443,624千円（前期比28.6%増）、当期純利益は438,012千円（前期比27.1%増）となりました。

なお、当社グループの当連結会計年度における売上高は14,368,179千円（前期比54.7%増）、売上総利益2,913,286千円（前期比37.0%増）、販売費及び一般管理費2,264,125千円（前期比44.1%増）、営業利益は649,161千円（前期比17.1%増）、経常利益は688,405千円（前期比30.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は447,540千円（前期比27.5%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、グループ事業会社への効率的な運転資金の供給及び安定性の確保を図るため、取引銀行4行と極度額総額3,100,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づき当事業年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

株式会社埼玉りそな銀行	700,000
株式会社みずほ銀行	500,000
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社商工組合中央金庫	500,000
コミットメントライン契約合計額	2,000,000

## ④ 事業の譲渡等

該当事項はありません。

## (2) 直近三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第2期	第3期	第4期	第5期 (当事業年度)
決算年月	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高(千円)	58,227	124,909	140,827	160,737
経常利益(千円)	6,228	226,401	345,080	443,624
当期純利益(千円)	4,584	223,363	344,644	438,012
1株当たり当期純利益(円)	226.94	110.58	170.62	216.84
総資産(千円)	2,155,057	2,343,377	3,296,439	4,416,048
純資産(千円)	438,332	661,695	1,006,339	1,383,752
1株当たり純資産額(円)	21,699.61	327.57	498.19	685.03

当社は、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

株式会社グローバンネット	(100%子会社)
株式会社高須自動車	(100%子会社)
綿仁株式会社	(100%子会社)

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模拡大の基礎となる経営管理体制及びコーポレート・ガバナンスを強化し、事業運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切な情報開示やIR活動に取り組むことが、企業価値の向上につながるものと認識しております。

##### ② 人材確保と育成

経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、社内コミュニケーション活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図るとともに、経営感覚を持つ人材の育成を強化します。また、事業の拡大に伴い、新規の採用活動についても積極的に取り組んでまいります。

##### ③ 商品環境の変化への対応

消費者の嗜好の変化や燃料価格の急激な変動により消費者が買い替えを控える等、消費行動が大きく変化した場合には業績に影響が及ぶ可能性があることを認識しております。また、電動車及び電気自動車（EV）の普及など、流通する商品自体が大きく変化した場合に向けて、当社グループのサービスも変化させていけるような体制を整えてまいります。

#### (5) 主要な事業内容

グループ会社への経営指導及び人材育成及びグループ金融財務等の管理

#### (6) 主要な事業所等（2023年12月31日現在）

埼玉県所沢市坂之下17-1

ウェルビングループ本社

埼玉県所沢市東所沢2-28-17 コアビルⅡ 2階

ウェルビングループ経理財務支社

#### (7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

当社は、純粋持ち株会社のため、経営管理部門のみ従業員在籍となります。

使用人人数 2名（前期比0名増加）

#### (8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社みずほ銀行	1,061,277
株式会社埼玉りそな銀行	1,023,643
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社三井住友銀行	433,301

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 8,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 2,020,000 株
- ③ 株主数 9 名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	出資比率(%)
玉置 義議	1,691,500	83.74
板倉 公洋	120,000	5.94
高須 俊久	100,000	4.95
原 敏昭	50,000	2.48
神杉 卓	20,000	0.99
損害保険ジャパン株式会社	15,000	0.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,000	0.50
ヤマヒロ株式会社	6,900	0.34
中村オートパーツ株式会社	6,600	0.33

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	高 須 俊 久	グループ経営全般助言役
代 表 取 締 役 社 長	玉 置 義 議	グループ最高経営責任者
取 締 役 副 社 長	板 倉 公 洋	グループ最高財務責任者
取 締 役	原 敏 昭	グループ最高技術責任者
監 査 役	覚 正 京 子	
監 査 役	中 井 直 樹	

- (注) 1. 代表取締役社長玉置義議は、株式会社グローバンネット代表取締役、株式会社ウェルビンマーケティング代表取締役及びWellbin Talbiun Japan Mongolia LLC代表取締役兼務
2. 取締役副社長板倉公洋は、リアル・バリュー株式会社代表取締役兼務
3. 取締役原敏昭は、株式会社高須自動車代表取締役及び綿仁株式会社取締役兼務
4. 監査役中井直樹は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額 (千円)			計 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	4名	43,427	—	—	43,427
(うち社外取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
監査役	2名	6,800	—	—	6,800
(うち社外監査役)	(2名)	(6,800)	(—)	(—)	(6,800)
合計	6名	50,227	—	—	50,227
(うち社外役員)	(2名)	(6,800)	(—)	(—)	(6,800)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2023年3月29日開催の第4回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2023年3月29日開催の第4回定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は2名）であります。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。



## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容等の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重できるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守及びコンプライアンス実効性の確保に努める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会規則及び文書管理規程に従って適切に行い、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。同規程に定める経営危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、機動的かつ迅速な意思決定と正確な情報把握を行うために、取締役会を原則として月1回以上開催するものとする。また、重要案件が生じた時は、臨時取締役会を開催するものとする。さらに、取締役・執行役員及び重要使用人による経営会議を定例的に開催し、迅速・的確かつ効率的な意思決定・職務執行が行えるようにする。取締役、使用人が事業部門ごとの業績目標と予算を設定し、月次業績会議において目標未達の要因分析、その要因を排除低減する改善策を策定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) グループ会社における業務の適正を確保するため、すべてのグループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎としてグループ各社で関連諸規定を定める。また、当社の内部監査担当がグループ各社の業務監査を定期的実施する。

(b) 当社においては、関係会社管理規程を定め、子会社の損失の危険の管理に関して、報告・協議を実施するものとする。

(c) 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。

(d) 取締役は、グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、またはコンプライアンス上問題があると認めた場合には、社長に報告するものとする。

(e) 子会社を含めた業務の適正性を確保するため、グループ会社に役職員を派遣することに加え、必要に応じてミーティングを実施し、報告を求めるとともに、情報交換やグループ全体への徹底事項の伝達を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、経営管理部の職員とし、監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができることとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分は、監査役の事前の同意を得るものとする。

⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役または使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、あるいは当社及び当社グループに著しい影響を及ぼす事実を知ったときは、その内容を速やかに報告するものとする。当社監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。また、監査役は監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図るものとする。

⑧ 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門へ要請するとともに、個人の評価結果についても確認を行い、必要に応じて是正措置を取ることとする。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役規程において、旅費等については、旅費規程の役員と同等の処遇とすることを規定している。また、その他監査役の職務の執行上必要な費用についても、法令及び社内規程に従い、会社が負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は監査役と適宜意見交換を行うこととする。内部監査担当は監査役と緊密な連携を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めました。その他、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 内部監査は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
- ③ 監査役は、定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当、監査法人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。内部監査担当は、独立した観点から内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部統制監査を実施しており、法令・定款・社内規程等に違反している事実の有無を検証しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引を頂きたいと考えております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としています。従って、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えています。

従って、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。このような者により当社株式の大規模買付が行われた場合には、株主共同の利益の確保・向上のため、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応をまいります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経済情勢や業績の変動が生じても安定的な配当を行うことが株主の皆様の利益に合致すると考えております。また、財務体質強化のための内部留保金の確保並びに将来の事業拡大のための資金を総合的に勘案のうえ、利益配分を行うことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

貸借対照表

(2023年12月31日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>259,297</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,125,009</b>
現金及び預金	169,499	短期借入金	2,000,000
立替金	6,134	1年内返済予定の長期借入金	110,934
未収入金	80,432	未払金	1,394
前払費用	3,231	未払費用	248
		預り金	4,752
		未払法人税等	2,799
		未払消費税等	4,583
		賞与引当金	296
<b>固定資産</b>	<b>4,156,750</b>	<b>固定負債</b>	<b>907,287</b>
投資その他の資産	4,156,750	長期借入金	907,287
子会社株式	1,912,003		
出資金	10		
長期貸付金	2,243,794	<b>負債合計</b>	<b>3,032,296</b>
差入保証金	220	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	722	<b>株主資本</b>	<b>1,383,752</b>
		資本金	30,000
		資本剰余金	399,088
		資本準備金	399,088
		利益剰余金	954,663
		その他利益剰余金	954,663
		繰越利益剰余金	954,663
		<b>純資産合計</b>	<b>1,383,752</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,416,048</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,416,048</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**

〔 自 2023 年 1 月 1 日  
至 2023 年 12 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		160,737
売上総利益		160,737
販売費及び一般管理費		111,273
営業利益		49,463
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	410,000	
その他	54	410,058
営業外費用		
支払利息	15,897	15,897
經常利益		443,624
税引前当期純利益		443,624
法人税、住民税及び事業税	6,334	
法人税等調整額	△722	5,612
当期純利益		438,012

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2023年 1月 1日  
至 2023年 12月 31日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	30,000	399,088	399,088	577,250	577,250	1,006,339	1,006,339
当期変動額							
剰余金の配当				△60,600	△60,600	△60,600	△60,600
当期純利益				438,012	438,012	438,012	438,012
当期変動額合計				377,412	377,412	377,412	377,412
当期末残高	30,000	399,088	399,088	954,663	954,663	1,383,752	1,383,752

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る  
と見込まれる金額で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による計算書類に与える影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	2,243,794 千円
--------	--------------

#### (2) 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社グローバンネット	520,282 千円
--------------	------------

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	160,737 千円
-----	------------

受取配当金	410,000 千円
-------	------------



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式	2,020,000			2,020,000
普通株式	2,020,000			2,020,000

(2) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月15日 取締役会	普通株式	60,600	利益剰余金	30.00	2022年12月31日	2023年3月29日

2022年12月期期末配当金の内訳 普通配当 0円00銭 記念配当 30円00銭

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月15日 取締役会	普通株式	20,200	利益剰余金	10.00	2023年12月31日	2024年3月28日

2023年12月期期末配当金の内訳 普通配当 10円00銭 記念配当 0円00銭

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### (金融商品に対する取組方針)

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

#### (金融商品の内容及びそのリスク)

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

#### (金融商品に係るリスク管理体制)

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払利息の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向に応じて固定金利での借入に切り替えることによりそのリスクを回避しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	2,243,794	2,243,794	—
資産計	2,243,794	2,243,794	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,018,221	1,014,195	△4,027
負債計	1,018,221	1,014,195	△4,027

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

負債

短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、上記に含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

子会社株式 1,912,003 千円

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	2,243,794	—	2,243,794
資産計	—	2,243,794	—	2,243,794
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	1,014,195	—	1,014,195
負債計	—	1,014,195	—	1,014,195

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した国債等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、市場金利に連動する変動金利であり、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社グローバンネット	所有 直接 100.0	役員の兼任	長期貸付金	979,151
子会社	株式会社高須自動車	所有 直接 100.0	役員の兼任	長期貸付金	400,000
子会社	綿仁株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任	長期貸付金	530,131
子会社	リアル・バリュー株式会社	所有 直接 100.0	役員の兼任	長期貸付金	196,000
子会社	Wellbin Talbiun Japan Mongolia LLC	所有 直接 100.0	役員の兼任	長期貸付金	108,995

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	685円03銭
1株当たり当期純利益	216円84銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2024年3月6日

## 監査役監査報告書

ウェルビングループ株式会社

監査役 覚正 京子

監査役 中井 直樹

第5期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役間の協議により、監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、監査役覚正京子は法務の分野を中心に、監査役中井直樹は会計の分野を中心に調査を行い、その結果を監査役間で協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、経営管理部の職員を補助として使用して調査等を行いました。

具体的には、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。
- (2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。
- (4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容について指摘すべき事項はありません。
- (5) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

以上